

3. 災害発生時の応急対応

3.1. 初動対応者等への注意喚起

3.1.1. 初動対応者への注意喚起

- ✓ 環境局環境監視課は、初動対応部署に対し、石綿の施工箇所や特徴、吸引・ばく露の危険性について 2.2.で整理した内容を、インターネットへの掲載やチラシの配布などにより注意喚起を行い、適切なばく露防止対策について周知する。

【環境局環境監視課】
(初動対応部署)
<チラシ①(参-1、2)>

3.1.2. 市民等への注意喚起

- ✓ 環境局環境監視課は、市民等（避難所やボランティアセンター）に対し、避難所への掲示、チラシの配布及び市ホームページへの掲載により石綿ばく露防止に係る注意喚起を行う。

【環境局環境監視課】
(避難所)
(ボランティアセンター)

3.2. 石綿露出状況等の把握

3.2.1. 建築物等の倒壊・損壊の情報整理及び情報共有

- ✓ 初動対応部署は、把握した市内の被災状況を、危機管理室危機管理課が管理する「総合防災情報システム」に入力し、同システムを用いて建築物等の倒壊・損壊の情報を整理する。
- ✓ 危機管理室危機管理課は、建築物等の倒壊・損壊の情報について同システムを通じて、環境局環境監視課へ情報共有する。

【初動対応部署】

【危機管理室危機管理課】

3.2.2. 建築物等に関する情報

- ✓ 環境局環境監視課は、吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等の推定のため、建築確認台帳などの情報提供を受ける。

【環境局環境監視課】
(建築都市局建築審査課)

3.2.3. 市有施設の倒壊・損壊状況の確認要請

- ✓ 環境局環境監視課は、国調査回答取りまとめ課及び建築都市局施設保全課を通じて、国調査で吹付け石綿等の使用が確認されている市有施設（未調査分を含む。）所管課に対し、石綿の露出状況の確認を要請する。
- ✓ 市有施設所管課は、石綿の露出状況の確認結果を環境局環境監視課に共有する。
- ✓ 環境局環境監視課は、インターネットを活用し、市有施設所管課に対し、石綿の露出状況の確認の徹底について注意喚起を行う。

【環境局環境監視課】
【市有施設所管課】
(国調査回答取りまとめ課)
(建築都市局施設保全課)

3.2.4. 市民等からの石綿露出等に係る通報の受付

- ✓ 環境局環境監視課は、市民等から石綿の露出に係る情報を受付けける。

○石綿の露出に関する相談窓口
北九州市環境局環境監視課（電話：582-2290）

- ✓ 保健福祉局医務業務課及び各区保健福祉課は、市民等からの石綿による健康被害に関する相談に対応する。うち、石綿の露出に係る情報がある場合は、送付票（様式①）を用いてFAX又はメールにて環境局環境監視課へ報告する。

【環境局環境監視課】

【保健福祉局医務業務課】

【各区保健福祉課】

（保健福祉局保健衛生課）

（環境局環境監視課）

＜送付票（様式①：参-3）＞

3.2.5. 確認調査及びその方法

- ✓ 環境局環境監視課は、「総合防災情報システム」、「建築確認台帳」及び平常時より情報提供を受けている「アスベスト調査台帳等」などの情報をもとに、石綿露出状況の確認調査の対象とする建築物等を抽出する。
- ✓ 確認調査の方法は、「現地調査」又は「所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対するヒアリング」とする。
- ✓ アスベスト調査台帳等に記載されている建築物等に被災が確認された場合や市民等から通報があった建築物等については、全件現地調査を行う。なお、現地調査の際は、防じんマスク、必要に応じて防護服を着用する。

○現地調査の体制

- ・1班2名の3班体制
 - ・各班の担当区は、次のとおりとする。
第1班 門司区、小倉北区、小倉南区
第2班 小倉北区、戸畠区
第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- ※福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月福岡県）の被害想定等を踏まえたものであるが、被災状況に応じて、適宜調整するものとする。

【環境局環境監視課】

○現地調査の優先順位

優先度	高	低
地域・場所	人が集まる場所	比較的大人が少ない場所
施設の種類	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園、保育園、学校・商業施設・演舞場所、仮設住宅・歩行者の多い歩道等に近接した施設等	<ul style="list-style-type: none">・公共交通機関、駅等・奇業施設・面した施設
建築物等の被災状況	<ul style="list-style-type: none">・倒壊した建物の多い地域	<ul style="list-style-type: none">・倒壊した建物の少ない地域
石綿含有建材使用の可能性	<ul style="list-style-type: none">（可能度高）・輸出の通報等のあった施設・囲い込み等の壁面のある施設・建築確認台帳から推定した施設・防火地域及び準防火地域の建築物・アスベスト調査台帳で特定した施設	<ul style="list-style-type: none">（可能度低）
石綿含有建材の種類	<ul style="list-style-type: none">・石綿含有吹付け材・石綿含有保湿材等	<ul style="list-style-type: none">・その他の石綿含有建材等

出典：災害時マニュアル（第3版）

- ✓ 現地調査では、携帯型アスベストアナライザーを活用し、建材中の石綿含有の有無を簡易に短時間で確認する。

○携帯型アスベストアナライザーによる判定

オンサイトで石綿の含有が確認できる携帯型アスベストアナライザー（マイクロフェーザー）が市販されている。この装置は、石綿の含有の有無を簡易に短時間で確認することができるため、被災現場での応急対応時の石綿確認に有用である。

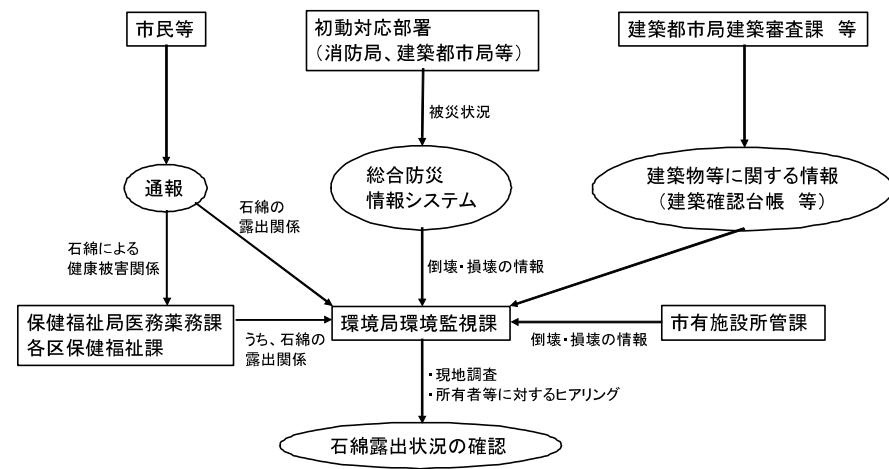
ただし、石綿含有率が1～2%以上（アンソフィライトのみ2%以上）の場合しか検知できないため、当該含有率未満の場合には留意が必要であり、石綿含有無しの証明には適用できない。



出典：災害時マニュアル（第3版）

- ✓ 環境局環境監視課は、確認調査の結果、露出した吹付け石綿等を確認した場合は、その情報を「総合防災情報システム」に入力し、初動対応者等への注意喚起を図る。

○連絡体制図



3.3. 石綿の飛散・ばく露防止の応急措置

3.3.1. 所有者等による応急措置

- ✓ 建築物等の所有者等は、石綿の飛散のおそれのある箇所について、
石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を行う。

○応急措置

種類		措置
1.	飛散防止	養生 ビニールシート等によって飛散防止を図る
2.		散水・薬液散布 水・薬液等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う
3.	ばく露防止	立入禁止 散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐ為、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

出典：災害時マニュアル（第3版）

3.3.2. 所有者等に対する応急措置の助言・指導

- ✓ 環境局環境監視課は、建築物等の所有者等からの石綿の飛散防止の応急措置に係る相談に対応し、適切な応急措置について助言する。
- ✓ 環境局環境監視課は、3.2.5.の現地調査において露出した吹付け石綿等を確認した場合は、建築物等の所有者等に対し、石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を指導する。

3.3.3. 所有者等が所在不明の場合の対応

- ✓ 環境局環境監視課は、所有者等が所在不明や遠方に避難しているなどの事情により、所有者等による応急の飛散・ばく露防止措置が困難な場合であって、緊急の対応が必要と判断される場合には、関係部署と連携を図りながら周辺の立入禁止などの応急措置を行う。

【建築物等の所有者等】

【環境局環境監視課】
(建築物等の所有者等)

【環境局環境監視課】